

子どもをいじめから守るための取り組み、関係機関との連携のあり方について

(機関・団体名)

- ・仙台法務局人権擁護部————— 1
- ・宮城県警察本部少年課————— 15
- ・宮城県臨床心理士会————— 16
- ・仙台弁護士会————— 17
- ・仙台市P T A協議会————— 18
- ・仙台市立吉成小学校————— 19
- ・仙台市立東華中学校————— 20
- ・仙台市立仙台高等学校————— 21
- ・仙台市教育委員会————— 22
- ・仙台市児童相談所————— 24
- ・仙台市健康福祉局障害福祉部————— 25

子どもをいじめから守るための取り組み、関係機関との連携のあり方について

機関・団体名 仙台法務局 人権擁護部

○現在（これまで）行っている取り組みについて

配布資料のとおり

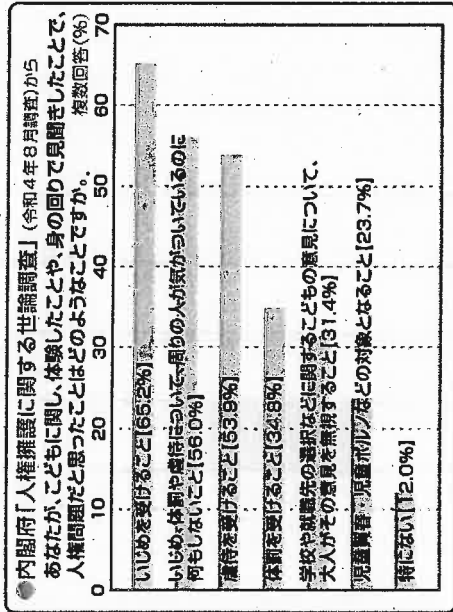
○関係機関との連携について（取り組み事例や成果、課題等）

機関名	仙台法務局		
担当課・部署	人権擁護部第二課		
メールアドレス			
電話番号	022-225-5611	FAX 番号	

左冊子を人権教室などで活用しています。

内閣府「人権擁護に関する世論調査」(令和4年8月調査)から

令和4年に内閣府が行った調査(あなたが、こどもに関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。)では、「いじめを受けること」などが問題となっていることがうかがえます。



内閣府「人権擁護に関する世論調査」(令和4年8月調査)から：
こどもに関する人権問題

いじめ

最近のこどものいじめは、SNS上などで行われ、周リから一層見えにくくなっていくことに加え、ささいなきっかけから深刻ないじめへとエスカレートすることが少なくありません。

いじめを受けることもやいじめを見て見ぬふりをすることも生じる原因や背景には、こどもを取り巻く学校、家庭や社会環境等が複雑に絡み合った問題がありますが、その根底には、他人に対する思いやりやいたわりといった人権尊重意識の希薄さがあると思われます。

この問題を解決するためには、お互いの異なる点を個性として尊重するなどの人権尊重意識を養っていくことが重要です。

いじめについて、詳しく知りたい方はこちらのページ(「いじめ」をなくすために)をご覧ください。

いじめに関する
人権侵害事件の新規救済手続開始件数

学校におけるいじめ	2,944
令和元年	

- アケヒズ
- 品
- サイトマップ
- 相談窓口
- まっずる
- 英文
- ENGLISH
- 文字の大きさ
- 標準
- 拡大
- 色変更
- 音声読み上げ
- 印刷
- 手帳
- 相談窓口
- 資料



法務省
MINISTRY OF JUSTICE

法務省の概要

記録・資格採用

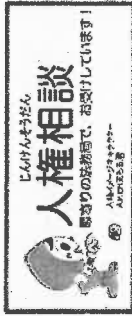
政策・審議会等

申請・手帳・相談窓口

白書・統計・資料

トップページ > 政策・審議会等 > 国民の基本的な権利の実現 > 人権擁護局ウェブサイト > 啓発活動 > こどもの人権を守りましょう

こどもの人権を守りましょう



様々な人権問題に関する相談を受け付けています。
各種相談窓口の案内はこちら

〇こども向けページはこちら!!

いじめや体罰、児童買春や児童ポルノ等の性被害など、こどもが被害者となる事案が後を絶ちません。こどもは一人の人間として最大限に尊重され、守られなければなりません。

法務省の人権擁護機関では、こどもたちの人権を守るため、「こどもの人権を守ろう」を啓発活動の強調事項の一つとして掲げて、積極的に様々な啓発活動を行うとともに、人権相談や調査救済活動に取り組んでいます。

その一環として、人権問題についての作文を書くことにより、人権尊重の重要性について理解を深め、こどもたち自ら声を上げてもらうために、こどもたち自身が様々な権利の享有主体であることを認識してもらうことが重要であることから、こどもの権利条約を分かりやすく解説し、

はじめや体罰、児童買春や児童ポルノ等の性被害など、こどもが被害者となる事案が後を絶ちません。こどもは一人の人間として最大限に尊重され、守られなければなりません。

法務省の人権擁護機関では、こどもたちの人権を守るため、「こどもの人権を守ろう」を啓発活動の強調事項の一つとして掲げて、積極的に様々な啓発活動を行うとともに、人権相談や調査救済活動に取り組んでいます。

その一環として、人権問題についての作文を書くことにより、人権尊重の重要性について理解を深め、こどもたち自ら声を上げてもらうために、こどもたち自身が様々な権利の享有主体であることを認識してもらうことが重要であることから、こどもの権利条約を分かりやすく解説し、

	教育職員による体罰
令和元年	141
令和2年	83
令和3年	51
令和4年	75
令和5年	74

児童虐待

昨今、親などが幼児や児童を虐待し、中には死に至らしめるという痛ましい事件が多発しています。児童虐待への対応については、これまで「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」の累次の改正や、「民法」及び「刑法」などの改正により、制度的な充実が図られています。

令和4年6月には、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、子どもや家庭への包括的な相談支援等を行う「子ども家庭センター」の設置や、訪問による家事支援等の子どもや家庭を支える事業の創設を行うなど、対策の強化が進められています。

令和4年12月には、「民法等の一部を改正する法律」が成立し、親権者による懲戒権の規定を削除するほか、体罰等の子ども心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動を禁止するなどの改正がされています。

児童虐待に関する

人権侵害事件の新規救済手続開始件数

	児童に対する暴行・虐待
令和元年	413
令和2年	341
令和3年	253
令和4年	216
令和5年	268

・啓発動画「あなたは大丈夫？ 考えよう！ 児童虐待」

・子どもバート(※YouTube法務省チャンネルにリンク)

・大人バート(※YouTube法務省チャンネルにリンク)

令和2年	1,126
令和3年	1,169
令和4年	1,047
令和5年	1,185

・啓発動画「あなたは大丈夫？ 考えよう！ いじめ ～一人で悩まず相談しよう～」(※YouTube法務省チャンネルにリンク)



「いじめ問題を含む子供のSOSに対する文部科学省の取組」(※文部科学省のページにリンク)

・啓発動画「『誰か』のことじゃない。(いじめ編)」(※YouTube法務省チャンネルにリンク)



・「いじめ問題を含む子供のSOSに対する文部科学省の取組」(※文部科学省のページにリンク)

・「子ども家庭庁におけるいじめ防止対策」(※子ども家庭庁のページにリンク)

体罰

教育職員による体罰については、「学校教育法」第11条ただし書で明確に禁止されているところですが、体罰に関する人権侵害事件は依然として存在しています。

体罰は、児童・生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決への志向を助長し、いじめや暴力行為等の土壌となるおそれがあります。いかなる場合でも体罰は決して許されません。

教育職員による体罰に関する

人権侵害事件の新規救済手続開始件数

・「宗教の信仰等」に関する児童虐待等への対応に関するQ&A【PDF】(※子ども家庭庁のページにリンク)

性被害

児童買春、インターネット上における児童ポルノの氾濫等、児童を性的に商売の道具にする商業的搾取や性犯罪・性暴力の問題が深刻になっています。

平成26年7月に施行された「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」においては、自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノを所持、保管する行為、ひそかに児童の姿態を描写することにより児童ポルノを製造する行為を処罰する罰則が設けられます。

また、令和4年4月には、教員による性暴力等から子どもを守るための措置等を定めた「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行されました。

さらに、令和5年6月には、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」等が成立し、いわゆる性交同意年齢を13歳から16歳に引き上げるほか、16歳未満の者に対してわいせつ目的で面会要求する行為や正当な理由なく性的な部位・下着などを撮影する行為が新たに処罰対象となるなど、性被害・性暴力の実態及びこれに対する社会の意識の変化に対応した改正が行われています。

- ・「性犯罪関係の法改正等 Q & A」(※法務省刑事局のページにリンク)
- ・「性犯罪・性暴力対策の強化について」(※文部科学省のページにリンク)
- ・「子どもの性被害を撲滅するための政府の取組」(※子ども家庭庁のページにリンク)

各種資料・関連リンク先

- 啓発動画
 - ・「いじめをなくすために、今」(※YouTube法務省チャンネルにリンク)
 - ・「勇気のお守り」(※YouTube法務省チャンネルにリンク)
 - ・「立ち止まる」(※YouTube法務省チャンネルにリンク)

- 啓発冊子
 - ・「いじめ」させない 見逃さない【PDF】



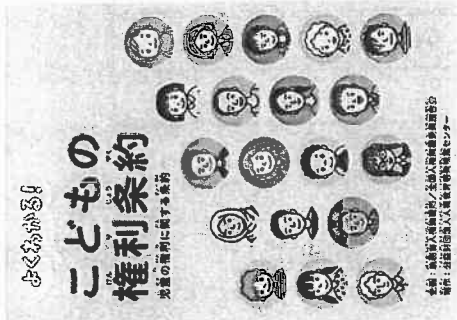
・啓発動画「虐待防止シリーズ 児童虐待」(※YouTube法務省チャンネルにリンク)



・啓発動画「『誰かのことじゃない』(児童虐待編)」(※YouTube法務省チャンネルにリンク)



- ・「児童虐待」(※文部科学省のページにリンク)
- ・「児童虐待防止対策」(※子ども家庭庁のページにリンク)



■いじめ問題等対策バナー

法務省ウェブサイトのリンクについては、自由に設定していただいて差し支えありません。なお、リンクの設定をされた場合は、法務行政に関する意見受付窓口宛てに、リンクを設定する旨のご連絡をお願いいたします。

※バナーのデザインは一切変更せず、ご使用願います。

・バナー1

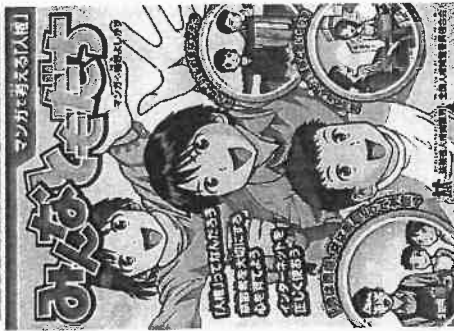


・バナー2



・バナー3

・みんなと子どもたち マンガで考える「人権」[PDF]



・よくわかる！子どもの権利条約[PDF]

法務省ソーシャルメディアアカウント
政府広報情報
主な法務省主催イベント
お祭り場
「はっぴSHOW」集札品
その他のお知らせ

国内流出法務省
法務省の公式

法務省：子どもの人権を守りましょう

利用取組
見守り体制
国花当立者として
不所持などの取
り締りに関する
取組
第14回国際法
令化防止刑事
司法委員会（第1
回シンポジウム）
法務省主催
イベント
その他の取組

法務省の取組
利用取組
国花当立者として
不所持などの取
り締りに関する
取組
第14回国際法
令化防止刑事
司法委員会（第1
回シンポジウム）
法務省主催
イベント
その他の取組

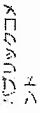
法務省の取組
利用取組
国花当立者として
不所持などの取
り締りに関する
取組
第14回国際法
令化防止刑事
司法委員会（第1
回シンポジウム）
法務省主催
イベント
その他の取組

法務省の取組
利用取組
国花当立者として
不所持などの取
り締りに関する
取組
第14回国際法
令化防止刑事
司法委員会（第1
回シンポジウム）
法務省主催
イベント
その他の取組



法務省の取組
利用取組
国花当立者として
不所持などの取
り締りに関する
取組
第14回国際法
令化防止刑事
司法委員会（第1
回シンポジウム）
法務省主催
イベント
その他の取組

法務省の取組
利用取組
国花当立者として
不所持などの取
り締りに関する
取組
第14回国際法
令化防止刑事
司法委員会（第1
回シンポジウム）
法務省主催
イベント
その他の取組



法務省の取組
利用取組
国花当立者として
不所持などの取
り締りに関する
取組
第14回国際法
令化防止刑事
司法委員会（第1
回シンポジウム）
法務省主催
イベント
その他の取組

法務省の取組
利用取組
国花当立者として
不所持などの取
り締りに関する
取組
第14回国際法
令化防止刑事
司法委員会（第1
回シンポジウム）
法務省主催
イベント
その他の取組



法務省の取組
利用取組
国花当立者として
不所持などの取
り締りに関する
取組
第14回国際法
令化防止刑事
司法委員会（第1
回シンポジウム）
法務省主催
イベント
その他の取組

法務省の取組
利用取組
国花当立者として
不所持などの取
り締りに関する
取組
第14回国際法
令化防止刑事
司法委員会（第1
回シンポジウム）
法務省主催
イベント
その他の取組



法務省の取組
利用取組
国花当立者として
不所持などの取
り締りに関する
取組
第14回国際法
令化防止刑事
司法委員会（第1
回シンポジウム）
法務省主催
イベント
その他の取組

法務省の取組
利用取組
国花当立者として
不所持などの取
り締りに関する
取組
第14回国際法
令化防止刑事
司法委員会（第1
回シンポジウム）
法務省主催
イベント
その他の取組

法務省：子どもの人権を守りましょう



法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

法務省の取組
利用取組
国花当立者として
不所持などの取
り締りに関する
取組
第14回国際法
令化防止刑事
司法委員会（第1
回シンポジウム）
法務省主催
イベント
その他の取組

法務省の取組
利用取組
国花当立者として
不所持などの取
り締りに関する
取組
第14回国際法
令化防止刑事
司法委員会（第1
回シンポジウム）
法務省主催
イベント
その他の取組

法務省の取組
利用取組
国花当立者として
不所持などの取
り締りに関する
取組
第14回国際法
令化防止刑事
司法委員会（第1
回シンポジウム）
法務省主催
イベント
その他の取組

法務省の取組
利用取組
国花当立者として
不所持などの取
り締りに関する
取組
第14回国際法
令化防止刑事
司法委員会（第1
回シンポジウム）
法務省主催
イベント
その他の取組

法務省の取組
利用取組
国花当立者として
不所持などの取
り締りに関する
取組
第14回国際法
令化防止刑事
司法委員会（第1
回シンポジウム）
法務省主催
イベント
その他の取組

- 人権相談
子どもの人権110番（全国共通フリーダイヤル）
子どもの人権SOSニレター
子どもの人権SOS-eメール（インターネット人権相談受付窓口（24時間受付））
・ SNS（LINE）人権相談

■ 関連リンク先
「児童の権利に関する条約」※外務省のページにリンク
「お父さん・お母さんが別れるのかわいそう〜家族のことで悩んでいるあなたへ〜」（※法務省民事局長のページにリンク）

「18歳以下のみなさんへ〜あなたはひとりじゃない」※内閣官房 孤独・孤立対策担当室のページにリンク

[人権擁護局フロントページへ](#)

法務省パンフレット
広報誌
広報紙
ライブサービス
ご利用にあたって
政府関連リンク
ご意見・ご提案

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1（法務省アクトシティ） Copyright © The Ministry of Justice All Right Reserved.

電話：03-3580-4111（代表）
法人番号1000012030001

法務省公式 YouTube法務省チャンネル

▲ ページトップへ

会見・報道・お知らせ	法務省の概要	試験・資格・採用	政策・審議会等	申請・手続・相談窓口	白書・統計資料
大臣・副大臣・政務官	司法試験 司法試験官 司法試験官一歩	省庁・専攻科・公文書管理 個人情報保護 個人情報保護法 個人情報の取扱い	省庁・専攻科・公文書管理 個人情報保護 個人情報保護法 個人情報の取扱い	省庁・専攻科・公文書管理 個人情報保護 個人情報保護法 個人情報の取扱い	白書・統計資料 予備試験 個人情報保護法
大丘会見等	法務省幹部一歩	採用試験	省庁・専攻科・公文書管理	省庁・専攻科・公文書管理	白書・統計資料
プレスリリース	制度紹介	採用試験	省庁・専攻科・公文書管理	省庁・専攻科・公文書管理	白書・統計資料
フォートニュース	所管法令	採用試験	省庁・専攻科・公文書管理	省庁・専攻科・公文書管理	白書・統計資料

こどもの人権110番

0120-007-110

（全国共通・無料）

※上の画像をスマートフォンからクリックすると電話がかけられます。



注1)一部のIP電話からは接続できません。接続できない場合にはこちらの電話番号をご利用ください。

各局電話番号(通話料有料)

注2)法務局の職員又は人権擁護委員が、「こどもの人権110番」又はこれに類似する名称を用いて、個人情報収集するようないことは一切行っておりません。法務局等からの電話に心当たりのない場合は、十分ご注意ください。

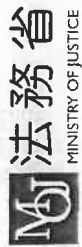
注3)「こどもの人権110番」へご相談いただく際の電話番号のかけ間違いが多数発生しています。ご相談の際には、今一度電話番号をご確認いただき、おかけ間違いのないようお願いいたします。

うけつけ時間は？

朝8時30分から夕方5時15分まで(月曜日から金曜日まで)

アクセシビリティ | サイトマップ | 相談窓口 | まっする一む | 本文 | ENGLISH |

文字の大きさ | 標準 | 拡大 | 色変更・音声読み上げ・ルビ振り |



会見・報道
お知らせ

法務省の
概要

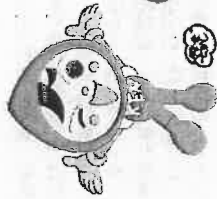
政策・審議
等

申請・手続
相談窓口

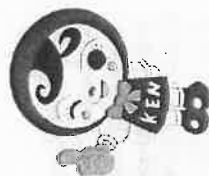
白書・統計資料

トップページ > 政策・審議等 > 国民の基本的な権利の実現 > 人権擁護局プロジェクト > 人権相談 > いじめなどの電話相談窓口【こどもの人権110番】

いじめなどの電話相談窓口【こどもの人権110番】



人権イメージキャラクター
AKENはとび



人権イメージキャラクター
AKENはとび

こどもの人権110番

「こどものじんけん110ばん」って？

友達から「いじめ」にあつて学校に行きたくない、家の人にいやなことをされる、部活動で暴言・暴力を受けているなど、先生や親には話しくいけど、このままではどうしていいかわからない、誰も気づいてくれない...

このような悩みがあったら、迷わず電話してください。「まわりでこんなことで困っている人がいる」という相談でもいいです。

どこに電話すればいいの？

こどもの人権 SOSメール



[ONLINEで相談したいみなさんへ](#)



**友だち追加は
こちらから！**



にじげん 二次元コードから友だち追加して相談してね。
うけつけ時間は朝8時30分から夕方5時15分まで(月曜日から金曜日まで)だよ。

こどもの人権SOSミニレター

メールやLINEのほかにも、小・中学校で毎年配布される「こどもの人権SOSミニレター」でも相談ができるよ！

詳しくはこちら(こどもの人権SOSミニレターのページ)にリンクします)



悩みがあったら相談してね!
0120-007-110
SOS

「こどもの人権110番」相談窓口ポスター

こどもの人権110番とは

「いじめ」や体罰、不登校や親による虐待といった、こどもをめぐる人権問題は周囲の目につきにくいところが発生していることが多く、また被害者であるこども自身も、その被害を外部に訴えるだけの力が未 completion であったり、身近に適切に相談できる大人がいなかったりする場合が少なくありません。「こどもの人権110番」は、こどもの発するSOS信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための相談を受け付ける専用相談電話です。こどもだけでなく、こどもに関する悩みをお持ちの大人の方々も利用可能です。電話は、最寄りの法務局につながり、相談は、法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。相談は無料、秘密は厳守します。

電話以外の相談方法は？

メール相談とLINE相談があるよ！

Qメールで相談したいみなさんへ

この画像をクリックしてね！
メール相談のページに変わるよ。

全国一斉「子どもの人権相談」強化週間

法務省の人権擁護機関は、子どもたちの人権を守るための各種相談活動の強化を目的として、例年、学校の夏休み明け前後の期間に「全国一斉「子どもの人権相談」強化週間」を実施しています。

強化週間期間中は通常の「子どもの人権110番」と「LINEじんけん相談」の相談受付時間を拡大して相談対応に応じており、令和5年度は以下のとおり実施します。

実施期間：令和5年8月23日(水)～8月29日(火)
受付時間：平日 午前8時30分～午後7時 土・日 午前10時～午後5時

(令和5年度)全国一斉「子どもの人権相談」強化週間ポスター



その他関係省庁での取組

○若年層の性暴力被害予防月間

4月は、若年層の性暴力被害予防月間です。詳しくは、内閣府ホームページ(男女共同参画局「若年層の性暴力被害予防月間について」)に掲載されています。

○子ども・若者の性被害防止のための緊急啓発期間

令和5年8月～9月は政府を挙げて集中的に子ども・若者の性被害防止のための啓発活動を実施する「子ども・若者の性被害防止のための緊急啓発期間」です。

参考リンク：内閣府ホームページ(男女共同参画局「性犯罪・性暴力とは」)

法務省の人権擁護機関では、性被害・性暴力を含む、人権に関する相談を受け付けています。また、性的な画像を含むインターネット上の人権侵害情報について削除依頼方法の助言等必要な支援を行っています。

詳しくは、こちら

▲ ページトップへ

法務省公式 YouTube法務省チャンネル



白書・資料
相談窓口

申請・手続・政策・審議会等

試験・資格・採用

法務省の概要
大臣・副大臣・職務

参見・報道・お知らせ
大府会見等

借財公開・公文書管理

省策・審議会等
省部府政協の連携

司法試験
資格試験

法務省の組織・編制
新設部内

プレスリリース
フォトリポート

個人情報保護

国庫の基本的な性格
権利の要約

その他の機関情報
その他の機関情報

消費者庁
国会議員山本太郎

法務省の概要
大臣・副大臣・職務

行動手続の要約
法令適用前情報

関係機関
関係機関

その他の機関情報
その他の機関情報

消費者庁
国会議員山本太郎

法務省の概要
大臣・副大臣・職務

オランダ(四輪)相談窓口

関係機関
関係機関

その他の機関情報
その他の機関情報

消費者庁
国会議員山本太郎

法務省の概要
大臣・副大臣・職務

法務省の概要
大臣・副大臣・職務

関係機関
関係機関

その他の機関情報
その他の機関情報

消費者庁
国会議員山本太郎

法務省の概要
大臣・副大臣・職務

法務省の概要
大臣・副大臣・職務

関係機関
関係機関

その他の機関情報
その他の機関情報

消費者庁
国会議員山本太郎

法務省の概要
大臣・副大臣・職務

法務省の概要
大臣・副大臣・職務

関係機関
関係機関

その他の機関情報
その他の機関情報

消費者庁
国会議員山本太郎

法務省の概要
大臣・副大臣・職務

法務省の概要
大臣・副大臣・職務

関係機関
関係機関

その他の機関情報
その他の機関情報

消費者庁
国会議員山本太郎

法務省の概要
大臣・副大臣・職務

法務省の概要
大臣・副大臣・職務

関係機関
関係機関

その他の機関情報
その他の機関情報

消費者庁
国会議員山本太郎

法務省の概要
大臣・副大臣・職務

令和6年度「こどもの人権SOSミニレター」事業の実施内容

全国の法務局・地方法務局及び都道府県人権擁護委員連合会では、平成18年度から、料金受取人払の便箋兼封筒「こどもの人権SOSミニレター」（小学生用及び中学生用の2種類）を全国の小・中学校の児童・生徒に配布することにより、身近な人にも相談できない子どもたちの悩みごとを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な人権問題の解決に当たっています。

1 対象者

全国の小学校及び中学校（中等教育学校（前期課程）、義務教育学校及び特別支援学校（小学部及び中学部）を含む。）の児童・生徒全て

2 実施時期

令和6年5月24日（金）から7月5日（金）までにかけて全国の小・中学校に「こどもの人権SOSミニレター」を配布
また、全国の児童相談所においても配布

3 実施機関 法務局・地方法務局及び都道府県人権擁護委員連合会

4 対応する相談員 法務局職員及び人権擁護委員

5 想定される相談内容

- (例)・学校で「いじめ」を受けている。
・学校で「体罰」を受けている。
・家庭で「暴行・虐待」を受けている。
など。

※ 事案によっては、学校・児童相談所などの関係機関と連携しながら被害者の速やかな保護に努めるとともに、人権侵害の疑いのある相談については、人権侵害事件として調査を開始する場合があります（過去の救済事例は別添1のとおり）。

(参考)

(1) 相談件数の推移・内訳（別添2のとおり）。

(2) こどもの人権問題に関する「こどもの人権SOSミニレター」以外の相談窓口

- こどもの人権110番(全国共通フリーダイヤル)
0120-007-110(ゼロゼロなのひゃくとおばん)
- こどもの人権SOS-eメール(24時間受付)
(パソコン、携帯電話、スマートフォン共通)<https://www.jinken.go.jp/kodomo>

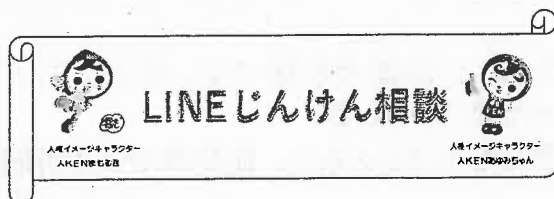


こどもの人権SOS-eメール
インターネット人権相談

こどもの人権
SOS-eメール

● LINEじんけん相談（チャット人権相談）

法務省ホームページ（https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00034.html）から公式アカウント「法務局LINEじんけん相談」を友達追加



「こどもの人権SOSミニレター」を端緒に救済措置を講じた主な事例

1. 親から中学生に対する虐待

◆中学生の生徒が、親から、暴言を吐かれるなどの虐待を受けているとして、「こどもの人権SOSミニレター」による相談があった事案である。

法務局は、当該生徒が通う学校へ情報提供を行うとともに、自治体からの情報提供依頼を受け、必要な情報提供を行った。

その結果、当該生徒について要保護児童対策地域協議会の個別ケース会議が開催され、対応策が協議され、関係機関による当該生徒の支援体制を確立することができた。

(措置:「援助」)

2. 小学校におけるいじめ

◆小学生の児童が、同級生から、殴られるなどのいじめを受けているにもかかわらず、学校が十分な対応を行っていないとして、「こどもの人権SOSミニレター」による相談があった事案である。

法務局が調査した結果、担任教諭は、当該いじめを認識していたにもかかわらず、学校長に速やかに報告をしなかったため、学校における対応が適切に行われていなかったことを確認した。

法務局は、学校長に対し、早期に学校長までの連絡・報告をし、組織的に対応するなど、学校全体でいじめ行為の発生の防止と解消に向けた取組を一層強化するよう要請した。

(措置:「要請」)

3. 中学校におけるいじめ

◆中学生の生徒が、同級生から、「死ね」といわれるなどのいじめを受けており、死んでしまいたいとして、「こどもの人権SOSミニレター」による相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該生徒は被害についてこれまで誰にも相談しておらず、その悩みを担任教諭が把握できていなかったことが判明したことから、当該生徒が通う学校が必要な対応を実施できるよう情報提供を行った。また、法務局は、「こどもの人権SOSミニレター」を通じて数度にわたり当該生徒とのやり取りを継続して信頼関係を構築し、スクールカウンセラーに相談することなどを勧めた。

その結果、家庭及び当該学校との間で当該生徒の見守り体制を構築することができた。

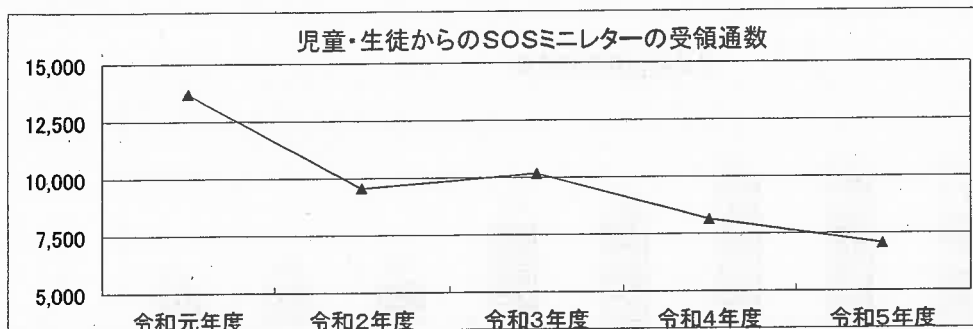
(措置:「援助」)

「こどもの人権SOSミニレター」統計資料(令和元年度～令和5年度)

別添2

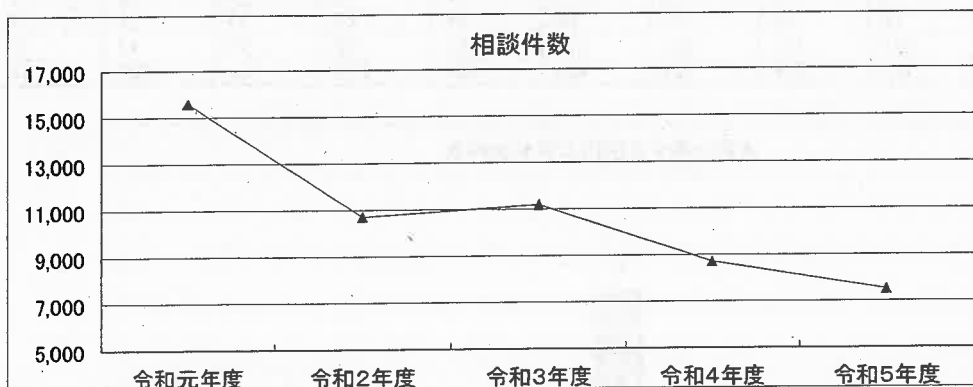
1. 児童・生徒からのSOSミニレターの受領通数(単位:通)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受領通数	13,685	9,563	10,171	8,147	7,062



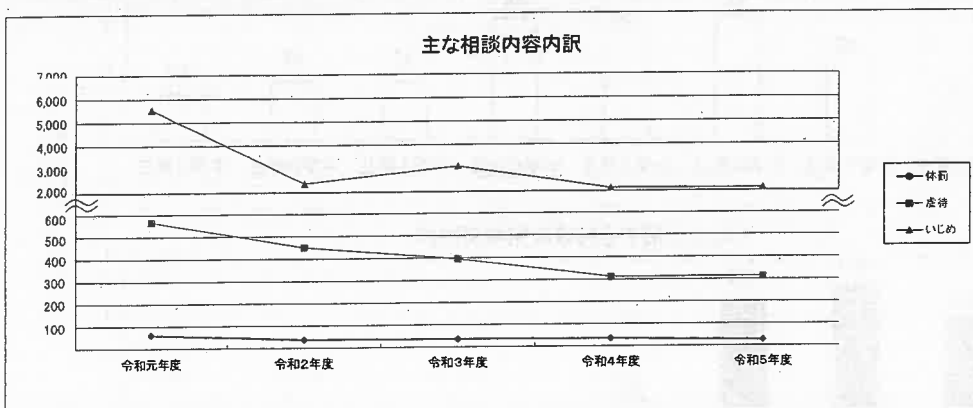
2. SOSミニレターを端緒とする人権相談の件数(単位:件) ※注

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受理件数	15,594	10,704	11,194	8,710	7,511



3. 相談内容内訳(単位:件) ※注

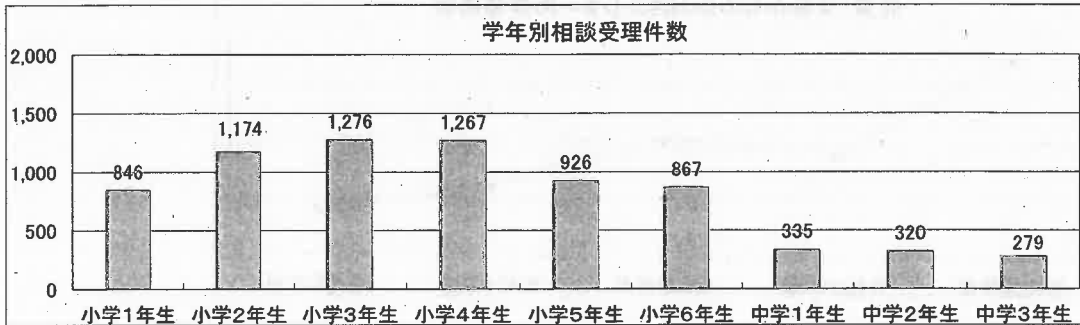
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
体罰	61	37	36	35	26
虐待	566	451	395	311	312
いじめ	5,546	2,368	3,080	2,125	2,126
その他	9,421	7,848	7,683	6,239	5,047



※注 1通のミニレターに複数の相談内容が含まれている場合、それぞれを人権相談として計上している。

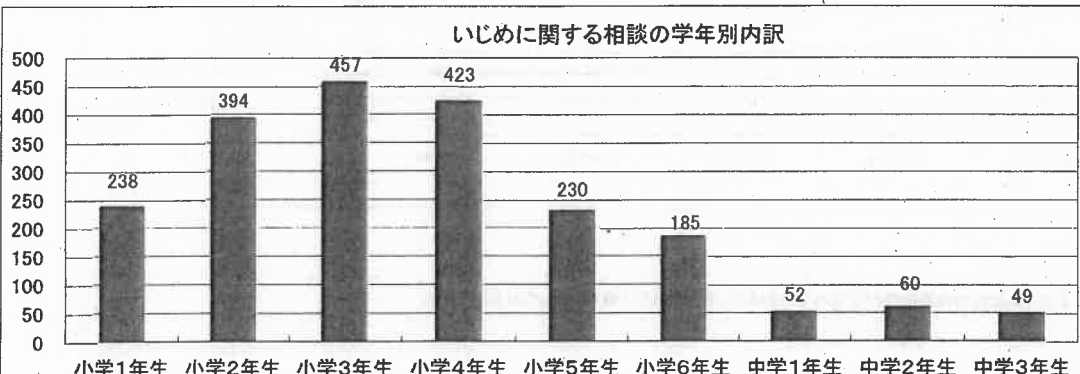
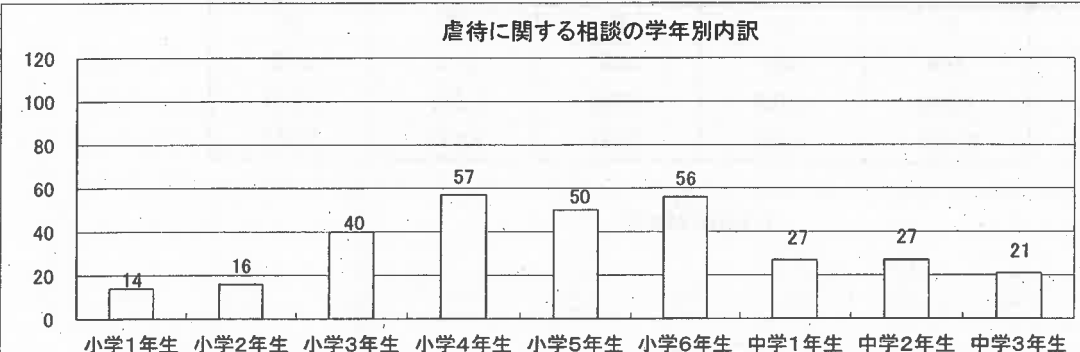
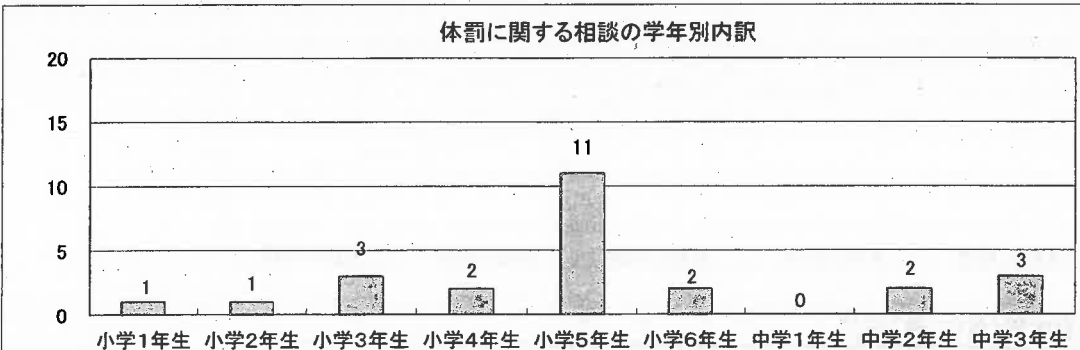
1. 学年別相談受件数(単位:件)

	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	不明	合計
件数	846	1,174	1,276	1,267	926	867	335	320	279	221	7,511



2. 学年別相談内容内訳(単位:件)

	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	不明	合計
体罰	1	1	3	2	11	2	0	2	3	1	26
虐待	14	16	40	57	50	56	27	27	21	4	312
いじめ	238	394	457	423	230	185	52	60	49	38	2,126
その他	593	763	776	785	635	624	256	231	206	178	5,047



子どもをいじめから守るための取り組み、関係機関との連携のあり方について

機関・団体名 宮城県警察本部生活安全部少年課

○現在（これまで）行っている取り組みについて

1 いじめ事案を早期に把握するための少年相談活動等

(1) 少年相談窓口におけるいじめ相談への対応

ア 県警本部少年課

いじめ 110 番 (022-221-7867)、少年相談電話 (0222-222-4970)

イ 県下各警察署の生活安全部

【令和5年中の少年相談等受理状況】

少年相談受理件数 2350 件 (前年比+465 件) ※10 年前の 5 倍超

いじめ事案の取扱件数 64 件 (前年比 +14 件)

(2) いじめ事案が潜在している可能性を念頭に置いた各種警察活動

- 問題行動の背景にいじめ事案が伏在している可能性を念頭に置いた警察活動（取調べ、家出少年の保護、該当補導活動等）の推進

2 犯罪者等の意向を踏まえた迅速な少年事件捜査等の推進

- (1) 犯罪（触法）行為として取り扱うべき事案を認知した場合における迅速な少年事件捜査・調査
- (2) 被害者等の意向を踏まえた事件捜査・調査及び少年相談対応
- (3) 被害少年が安心して登校できる環境の構築に向けた学校への要請等

○関係機関との連携について（取り組み事例や成果、課題等）

1 学校（教育機関）と警察（捜査機関）の連携対応

- (1) 学校警察連絡協議会及びみやぎ児童生徒サポート制度（学校警察連絡制度）を活用した学校と警察の情報共有と連携対応
- (2) 学校のいじめ対応に関する助言等（例：事実調査、保護者対応等）
- (3) 宮城県警察スクールサポーターの派遣等による児童生徒の問題行動（いじめ、校内暴力等）を鎮静化するための見守り活動の強化

2 いじめ事案の再発防止に向けた学校・関係機関との連携

- (1) 事件送致（家庭裁判所）・触法通告（児童相談所）または警察の継続補導・立ち直り支援活動による加害者の再非行防止に資する指導等
- (2) 少年警察補導員やスクールカウンセラー等による被害少年のカウンセリングや関係者に対する助言等による継続的な支援
- (3) 児童生徒の規範意識向上を図る「非行（いじめ）防止教室」や「命の大切さを学ぶ教室」の開催

機関名	宮城県警察本部		
担当課・部署	生活安全部少年課		
メールアドレス			
電話番号	221-7171 内線 3083	FAX 番号	221-7171 内線 3069

子どもをいじめから守るための取り組み、関係機関との連携のあり方について

機関・団体名

宮城県臨床心理士会

○現在（これまで）行っている取り組みについて

会全体の活動として、いじめ問題に焦点を当てて取り組んでいるわけではありませんが、個々の会員がスクールカウンセラーや相談員、心理士等として勤務する先で相談活動に従事しており、各々の現場でいじめや派生する問題に取り組んでいます。

○関係機関との連携について（取り組み事例や成果、課題等）

会のメンバーには、県内の自治体のいじめ調査委員を務めている者も多数おり、調査業務の負担が大きいと会員相互の支援が必要ですが、守秘義務もあり、調査のノウハウ等を共有しづらいという課題があります。同じく調査委員を担当されることの多い弁護士会や社会福祉士会、精神保健福祉士協会等の皆様と共同で、いじめ調査に関する勉強会・研修会が開催できるとよいのではないかと思います。

機関名	宮城県臨床心理士会		
担当課・部署	事務局		
メールアドレス	secretary_mcp@yahoo.co.jp		
電話番号	なし	FAX 番号	022-290-6616

子どもをいじめから守るための取り組み、関係機関との連携のあり方について

機関・団体名

仙台弁護士会

○現在（これまで）行っている取り組みについて

- ・いじめに関する出前授業
(令和4年度実績：75件、生徒向け70件、教師向け5件)
- ・子ども悩みごと電話相談・面談相談(74件(令和5年4月から令和6年1月末日時点))
(いじめに限らず子どもに関する法律相談全般に対応する窓口だが、特に夏休み頃にはいじめを意識した広報をしている)

○関係機関との連携について（取り組み事例や成果、課題等）

- ・仙台市スクールロイヤー事業への協力(担当者推薦)
- ・宮城県スクールロイヤー事業への協力(担当者推薦)
- ・仙台市いじめ等相談支援室(S-KET)への協力(担当者推薦)
- ・スクールロイヤー事業として実施しているいじめに関する出前授業について、弁護士会で講師を調整・派遣している。

機関名	仙台弁護士会		
担当課・部署			
メールアドレス			
電話番号		FAX 番号	

子どもをいじめから守るための取り組み、関係機関との連携のあり方について

機関・団体名 仙台市 PTA 協議会

○現在（これまで）行っている取り組みについて

仙台市 PTA 協議会では、いじめ防止や子どもの命を守る取り組みを継続して行っています。命を守る取り組みとして、平成 29 年度に全児童生徒に自死防止メッセージ「大切なあなたへ」を配付しました。令和元年度にも「子どもの命を守るメッセージ」のポスター・チラシを作成し、全児童生徒へ配付しています。命の尊さを学び、自らの存在価値を認め、自己を大切にするとともに他者を思いやり協力する心を育成することをねらいとしています。

令和元年度からスタートした標語コンクール「大切なあなたへ」では親が我が子へ贈るメッセージを取り上げており、大切に思う気持ちを我が子に伝えることで、子どもには日頃から大切に思われているのだと、認識してもらうことをねらいとしています。

いじめはどの子にも起こり得るものであるとの認識をもって、いじめの未然防止に取り組むことが重要ととらえ、児童生徒をいじめに向かわせることなく、いじめをさせない、許さないとといった態度、姿勢を示していくことが望まれます。

自らの存在価値を認め、自己を大切にするとともに、他者を思いやる心にスポットをあてる事業として、篤行善行児童生徒表彰も毎年行っています。親以外の大人に自らの行動が評価され、感謝されることで自己有用感や自己肯定感の向上につながることを期待した事業です。

○関係機関との連携について（取り組み事例や成果、課題等）

これらの事業を継続していくことで、たくさん子どもたちに大切な存在であることを伝え続けていきたいと思っています。コロナ禍以後、PTA 活動に対する保護者の意識も変化しており、これまで当たり前のように保護者同士にあった繋がりにも変化が生じてきています。ですが、子どもたちを取り巻く環境は日々変化しており、それに対する大人の学びも重要と感じています。今一度、家庭・学校・地域との連携の大切さを見直し、様々な事例にも大人たちが対応できるよう、学びと連携を継続していき、たくさん大人の目で子どもたちを見守っていく必要があると考えます。

社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促していきたいと思います。保護者として学び、様々な経験を経て、子どもたちの居場所を創出できるよう、PTA 活動の中にも大人の研修の場を設けていきます。

機関名	仙台市 PTA 協議会		
担当課・部署			
メールアドレス	siptakyo@joy.ocn.ne.jp		
電話番号	022-227-9545	FAX 番号	022-227-9218

子どもをいじめから守るための取り組み、関係機関との連携のあり方について

機関・団体名 仙台市立小学校長会（仙台市立吉成小学校）

○現在（これまで）行っている取り組みについて

- ・職員会議等での職員研修（いじめの未然防止・対応・事例研修）
- ・児童理解研修（情報共有）
- ・いじめ防止「きずな」キャンペーン（児童：5月目標設定・11月3月振り返り）
- ・児童会でいじめ防止の取組を検討（あいさつ運動・たてわり活動）
- ・いじめ調査アンケート（仙台市11月・学校6月9月1月）
- ・学校生活（いじめ調査）アンケートをもとにした、児童との個別面談
（6月：2～6年児童全員、9月1月：該当児童）

○関係機関との連携について（取り組み事例や成果、課題等）

- ・仙台北警察署講師による「スマホ・ネット安全教室」（4～6年児童）を実施。
児童や教員の意識が高まった。
- ・「地域子育て支援ネットワーク」の会議で、上記の講話について情報を得て実施した。

機関名			
担当課・部署			
メールアドレス			
電話番号		FAX 番号	

子どもをいじめから守るための取り組み、関係機関との連携のあり方について

機関・団体名 仙台市立中学校長会（仙台市立東華中学校）

○現在（これまで）行っている取り組みについて

① 各種調査

- ・仙台市いじめ実態把握調査（早期発見・早期対応 年1回 11月）
- ・生活振り返りアンケート（早期発見・早期対応 年3回 6月・8月・2月）
- ・アセス（未然防止 年3回）

② 教育相談（未然防止・早期発見・早期対応）

- ・三者面談（年2回 7月・11月）

③ 教職員研修（年数回）

- ・R6年度第1回は「ファシリテーターになろう」というテーマで子供との関わり方について講師を招聘して実施（4月）。

④ 生徒会活動・学級活動

- ・生徒総会での学級目標の紹介（5月）
- ・「いじめ防止きずなキャンペーン」の取組として「学級目標の実現に向けて①～具体的なアクションについて～」をテーマに学級ごとの話し合い活動を実施（5月）
- ・上記の話し合いの結果を生徒会放送で紹介予定（6月・7月）
- ・「いじめ防止きずなキャンペーン」の取組として「学級目標の実現に向けて②～現状と今後の重点的な取組について～」をテーマに学級ごとの話し合い活動を実施予定（11月）
- ・上記の話し合いの結果を生徒会放送で紹介予定（12月・1月）

○関係機関との連携について（取り組み事例や成果、課題等）

現在のところ予定していない

機関名			
担当課・部署			
メールアドレス			
電話番号		FAX番号	

子どもをいじめから守るための取り組み、関係機関との連携のあり方について

機関・団体名 仙台市立高等学校長会（仙台高等学校）

○現在（これまで）行っている取り組みについて

- ①生徒のデザインによる独自のキャラクター「和守（すずもり）君」（校章の「竹に雀」が由来）をいじめ防止用のマスコットとして活用している。毎年文化祭では、和守君のキーホルダー販売や校内掲示物に使用することなどを通していじめ防止をPRしている。
- ②観葉植物「ユッカ（別名 青年の木）」の鉢植えを各教室に1鉢置き、「生命のバトン」として代々受け継ぎながら大切に育てることにより、命の大切さを日々実感させている。
- ③学校いじめ基本方針やいじめ防止等の取組について、地域広報誌（「仙高の風」）や学校HP等を通じて広報・啓発している。
- ④協働型学校評価の指標の一つである「スクールポリシー」の中に、卒業までに育てたい資質・能力の一つとして「自他を尊重する力」を定め、教育活動に関連付けている。

○関係機関との連携について（取り組み事例や成果、課題等）

（取り組み事例）

- ①発達障害等を抱える生徒への適切な支援に向けた対策（外部機関講師による校内研修など）
- ②ネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを生徒に理解させる取組（管内の警察署等と連携によるSNS関連の犯罪に係る講話等の実施）
- ③授業参観、出前授業、「いじめ防止『きずな』キャンペーン」での交流活動等を通じた常日頃からの学校間の連携
- ④入学、転学等における校種間・学校間の引継ぎの徹底、引継ぎ後の適切な対処等

学校も含めた生徒の日常生活において、いじめをなくし健全育成を図っていくためには、学校に関係する組織や団体、他校（他校種含む）等との幅広い連携・協力を進めていくことが不可欠であり、適切に連携するよう心掛けている。

（成果と課題等）

上記取組の定期的な点検と見直し、および継続的な実施に加え、校内における生徒の自主的な取組の実施により、今のところ大きなトラブル発生もなく一定の成果が上がっている。ただ、今後SNS使用等による「表面化しないいじめ」のケースへの対応が課題である。このことについては、教員間の協力体制強化を図るとともに、関係各所とさらなる連携を図りながら丁寧かつ適切に対応し協力体制を構築していくことで未然防止に努めていきたい。

機関名			
担当課・部署			
メールアドレス			
電話番号		FAX 番号	

子どもをいじめから守るための取り組み、関係機関との連携のあり方について

機関・団体名

仙台市教育委員会

○現在（これまで）行っている取り組みについて

1 児童生徒、家庭・地域等への啓発について

(1) いじめ防止「きずな」キャンペーンの実施

- ・5月に各校の児童生徒が行動目標を立て、いじめ防止「きずな」アクションとして実践（挨拶運動、啓発ポスター作り、標語募集等）、11月に活動の振り返りを行うなど、年全市立学校でいじめ防止の意識の高揚を図っている。
- ・各校の実践の市民への広報として、市役所1Fロビーや各区中央市民センターでの掲示、教育委員会HPに掲載している。

(2) いじめ防止「学校・家庭・地域連携シート」の配布

- ・いじめの理解促進、早期発見・早期対応のための家庭でのチェック項目や相談窓口の一覧等を掲載したリーフレットを作成、4月に学校から全家庭や地域に配布している。

(3) 他者理解や思いやりの心を育む教育活動の推進

- ・「命と絆プログラム」や「他者理解を育むための授業集」等を活用した実践を行い、授業参観等で保護者や地域の方へも積極的に公開を行い、広く啓発を図っている。

2 教職員の研修について

(1) 「いじめ・不登校対策推進協力校」による実践研究と成果の発信

- ・各協力校において、地域や児童生徒の状況に応じたいじめ対策等の実践研究を行い、実践報告会で具体例や成果等を広く市内学校に発信し、各校の取組の改善を図っている。

(2) いじめ対策担当教諭等を中核とした研修、OJTの推進

- ・各校において、4月にいじめ対策に係る総点検を行い、いじめ対策担当教諭や児童支援教諭を中心とした校内の組織体制の確立や各担当者の役割の共通認識を図っている。
- ・いじめ対策担当教諭等の研修では、事例対応やグループワーク等を通して、児童生徒の意見の聴取の在り方や組織対応の具体例を扱い、各学校でのOJTの充実を図っている。

3 その他の取組

- ・市いじめSNS相談、24時間いじめ相談専用電話を設置し、いじめを含めた相談機会を確保している。
- ・学校、保護者、地域の方々がいじめに関する危機感や情報を共有し、連携していじめの未然防止、解決に向けた取組を進めるために、学校運営協議会等において、意見交換の場を設定している。
- ・教育委員会指導主事が毎年5月から7月まで全市立学校を訪問し、各校の組織体制や校内研修の状況等を確認し、指導助言を行っている。

○関係機関との連携について（取り組み事例や成果、課題等）

- ・スクールロイヤー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し、専門的な見地から事案解決に向けた助言を受け、効果的な役割を果たしている。

- ・ S-K E Tからのいじめ事案等に関する情報伝達により、児童生徒や学校の状況を踏まえた対応を進め、スムーズに事案解決に至っているケースがある。
- ・ 今後、警察署との行動連携等にも取り組んでいく必要がある。

機関名	仙台市教育委員会		
担当課・部署	学校教育部教育相談課		
メールアドレス	kyo019220@city.sendai.jp		
電話番号	214-8780	FAX 番号	264-4437

子どもをいじめから守るための取り組み、関係機関との連携のあり方について

機関・団体名 仙台市児童相談所

○現在（これまで）行っている取り組みについて

- ・児童相談所には様々な相談・通告が寄せられ、それらは内容によって養護相談、保健相談、非行相談、育成相談（不登校等）等に分類されます（障害相談はアーチルが所管）。養護相談の中には虐待相談も含まれており、そのみを集計した数字が報道などでもよく使われる「虐待相談対応件数」です。ここ数年全国では20万件超が続いていますが、当児相では令和5年度の件数が1828件（速報値）でした。R3の1733件、R4の1651件も超え、過去最多となりました。
- ・児童虐待対応は、通告・相談から一時保護、施設措置と進むこともありますが、実はその中心は在宅支援です。相談後あるいは一時保護や施設等からの家庭復帰後も、数か月から数年間にわたって通所、家庭訪問等を継続する場合があります。支援中に虐待の再発等があり、2度、3度と一時保護が行われて家庭復帰の再調整や施設等措置となる場合があります。
- ・相談の経過の中で「いじめ」の話が出ることもあります。当所の相談では、いじめの解決に焦点を絞るといふよりは、児童自身への見立て、家庭や学校、交友関係、経済面、福祉サービス等も視野に入れつつ、学校など関連機関とも連携しながら、いかにその児童が自身の力を生かしつつ十全に成長していけるのか？という観点から支援を行っています。
- ・虐待家庭はそのほぼ全てが家庭内のパワーバランスに不調を来しており、保護者も苦しんでいます。いじめ問題も同様にそれぞれの家庭や所属（社会？）の機能の不調を反映していると感じており、いずれの問題においても「大人が（大人も）生きやすい世の中」を作っていくことこそが大切であると考えます。

○関係機関との連携について（取り組み事例や成果、課題等）

- ・虐待を含む児童の問題全般については各区の「要保護児童対策地域協議会（要対協）」に参加して定期的に関係機関と情報交換し、また個別ケースについても様々な機関と連携し、相互にフラットな対話を重ねる中で適切な対応を図るよう努めております。

機関名	仙台市児童相談所		
担当課・部署			
メールアドレス			
電話番号	022-219-5111	FAX番号	022-219-5118

子どもをいじめから守るための取り組み、関係機関との連携のあり方について

機関・団体名 健康福祉局 障害福祉部

○現在（これまで）行っている取り組みについて

○関係機関との連携について（取り組み事例や成果、課題等）

1 仙台いのち支えるLINE相談

若年者等を主な対象に、LINEを活用した相談システムを整備し、自死に結び付く様々な問題・困りごとに対処している。

主な利用者は若年者層であることを想定し、電子公告（LINE 広告や YouTube 広告など）のほか、仙台市地下鉄南北線及び東西線各駅構内（男女トイレ）にポスターの掲示、市内の学校（大学、短期大学、専門学校、高等学校）、JR 市内各駅、イオン、市内郵便各局へのチラシ・ポスター・カードなどの配布掲示をおこなっている。

[令和5年度の実績]（窓口開設日時：日曜、月曜、祝日、祝翌日、18時～21時）

*3月については、上記に関わらず毎日開設

- ・ アクセス件数：413件
- ・ 相談延人数：715名（相談実人数：378名）
- ・ 1日あたりの相談対応件数：4.9件

性別（不明除く）	男性 153名、女性 217名
年代（不明除く）	30代以下 195名、40代以上 176名
職業等（不明除く）	勤労者 88名、無職 100名、主婦 57名、学生生徒 64名
相談内容	健康問題 19.5%、家庭問題 16.5%、経済生活問題 14.1%など

2 教職員を対象とした研修

発達障害に対する正しい知識と対応等を教職員に広く理解を広げるために、特別支援教育課や教育センター主催の研修会に講師を派遣している。

また、教職員対象に「アーチル夏の講座」をアーチル主催で開催している。

[令和5年度の実績]

講師派遣：4/20 新任校長研修、6/21 インクルーシブ教育システム研修、8/29 特別支援教育コーディネーター養成研修等

アーチル夏の講座：アーチル常勤医による発達特性のある児童への学校での対応に関する講義、宮城学院女子大学梅田教授による「学校での子供の行動の見取りと対応」に関する講義（7/18～8/30日までの間にオンデマンドで配信し、124校、1,139名が参加）

3 青少年対策六機関合同会議

青少年対策六機関合同会議（教育相談課、適応指導センター、児童相談所、子供相談支援

センター、特別支援教育課、南北発達相談支援センター。いじめ対策推進課、教育センターがオブザーバー参加) を定例で開催し、いじめ等の課題と連携した取組について確認、共有している。

[令和5年度の実績]

- ・実務担当者会議は対面で開催(年5回)
- ・年2回の合同会議のうち、3/7に開催した第2回会議は4年振りに対面にて開催。

4 いじめ対策推進課との連携

いじめ対策推進課からの依頼を受け、S-KET 新規相談員に対して、発達相談支援センターの業務及び発達障害の理解と対応に関する研修を実施。

[令和5年度の実績]

- ・6/21に開催

5 児童相談所との連携

毎年定例で実施している連携連絡会議(所長、課長、担当が参加)をはじめ、事例検討会や協働支援をしているケースに関する情報交換会を行い、虐待やいじめに対する対応についての支援方針や対応方法等について共有を図っている。

また、施設見学を兼ねて援助方針会議・受理会議(児童相談所)やケースレビュー(アーチル)にも職員が参加して互いの業務についても理解を深めている。

機関名	健康福祉部 障害福祉部		
担当課・部署	障害者支援課、北部・南部発達相談支援センター		
メールアドレス			
電話番号	022-225-5611	FAX番号	